

グループホームと日中活動サービス事業所の同一敷地内の併設について

1. 現行の取扱い

- グループホームの立地条件については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（以下「基準」という。）第 210 条第 1 項において、「住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所により日中及び夜間を通してサービスを提供する施設又は病院の敷地外にあるようにしなければならない」旨が定められている。
- 基準の趣旨に鑑み、グループホームと生活介護や就労継続支援 B 型等の日中活動サービス事業所との併設を認めていない。

2. 対応方針（案）

- 現行の取扱いは、家庭的雰囲気の下、地域との交流を図ることにより社会との連帯を確保することや、日中活動サービス事業所への通所を通じて、自立して社会生活を送るための訓練の機会を確保することなどを意図しており、こうした基本的な考え方は維持する必要がある。
- 一方、重度・高齢の障害者を対象とする日中サービス支援型のグループホームが創設され、当該グループホームでは日中及び夜間を過ごすことができるようになったことと基準との整合性が必ずしも取れていないことや、重度・高齢の障害者の地域移行の更なる推進を図る必要があることを踏まえ、一定の条件下で、グループホームと日中活動サービス事業所の併設を認めることと考えている。

<条件（案）>

①同一敷地内の日中活動サービス事業所の利用条件

- ・原則、グループホーム利用者は同一敷地内の日中活動サービス事業所を利用しないこと。
ただし、重度・高齢の障害者については、意向確認の結果、利用者及びその家族が同一敷地内の日中活動サービス事業所の利用を希望する場合であって、同一敷地内以外の日中活動サービス事業所を利用することが困難であると市が認めた場合は、利用者の個別支援計画に位置付けた上で利用を可能とする。

②設備・構造上の条件

- ・各事業所が条例上必要な設備基準をそれぞれ満たしていること。
- ・各事業所が建物構造上独立していること（出入口が別々、内部で行き来できない、フェンス等で明確に敷地を分け双方への移動時には公道を経由すること等）。
- ・設備・構造が重度・高齢の障害者に対応・配慮したものであること。

③管理・運営上の条件

- ・各事業所の管理・運営が独立していること。
- ・各事業所が条例上必要な人員基準をそれぞれ満たしていること。
- ・家族や地域住民、地域社会との交流が促進されるよう事業計画を定め、取組内容を記録すること。
- ・地域連携推進会議の開催、記録の作成・公表等を行うこと。

④その他

- ・実地指導等において各条件の適合状況を容易に確認できるよう、書類等を整備すること。